

府中市要保護児童対策地域協議会代表者会議への弁護士の加入について

1 背景と目的

子ども家庭支援センターによるケース対応が増加、複雑化している。また、事業展開を行うなかで、専門的な法律知識を必要とすることが次第に多くなってきている。

そこで、弁護士を要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）のメンバーに組み入れることによって、要対協の活動が円滑に機能するよう、より一層相談しやすい関係を構築し、要対協の各会議における情報交換や要保護児童等の発生予防ほかの環境整備に対し、法的側面から見た全般的な支援への評価や助言を行ってもらい、相談員の対応力強化・不安解消・対応の迅速化や各種事業の適正運営を目指す。

2 加入に向けての手続き

運営委員会を開催し、審議を行う。決議されれば加入となる。

なお、加入の決議がされた場合、追って府中市要保護児童対策地域協議会運営要綱（以下、「要綱」という）の改正を行う。

参考 要綱（抄）

第7条

代表者会議の委員は、別表第3に掲げる者をもって構成するものとする。

2 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能するよう環境整備を行うため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童等の発生予防対策に関すること。
- (3) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。
- (4) その他代表者会議に必要な事項。

第15条

調整機関に運営委員会（以下「委員会」という。）を置くものとする。

2 委員会は次に掲げる事項について必要があるときに審議するものとする。

- (1) 協議会委員の加入及び除名の審査に関すること。

3 委員会は別表第7に掲げる委員をもって構成するものとする。